

第1回山梨県特別支援教育振興審議会 会議録

(令和元年8月21日掲載)

- 1 日 時 令和元年 7月23日(火) 午後2時00分～4時00分
- 2 場 所 山梨県庁防災新館408会議室
- 3 出席者(敬称略)
(委員)
小澤建二 川手正昭 栗原早苗 小坂健二 里見達也 長林裕子 畠山和男 原まゆみ
廣瀬信雄 古屋玉枝 山本 剛
(事務局)
教育長 教育次長 教育監 総務課長 学校施設課長 義務教育課長 高校教育課長
高校改革・特別支援教育課長 教育委員会事務局主幹
高校改革・特別支援教育課課長補佐 特別支援教育担当(8名)
- 4 傍聴者等の数 1人
- 5 会議次第
○委嘱・任命式
(1) 開 会
(2) 委嘱状・任命状の交付
(3) 教育長あいさつ
(4) 閉 会
○第1回審議会
(1) 開 会
(2) 委員の紹介
(3) 審議会の運営について
(4) 諮 問
(5) 会長あいさつ
(6) 議 事
(7) 閉 会
- 6 会議に付した事案の案件(又は議題)
(1) 審議事項の説明【公開】
(2) 審議内容及び日程について【公開】
(3) 新やまなし特別支援教育推進プラン(仮称)の策定について【公開】
- 7 議事の概要
(1) 議題1「審議事項の説明」
(2) 議題2「審議内容及び日程について」
(議長)
それでは、次第に沿ってですね、議事に入ります。まず次第6、議題1(1)「審議事項の説明」と(2)「審議内容及び日程について」に関しまして、事務局から説明をお願いします。
(事務局:審議事項の説明、審議内容及び日程について資料により説明)
(議長)
審議事項の説明と審議内容、及び日程について、説明していただきました。
何かご質問ご意見ありましたらどうぞよろしくお願ひしたいと思います。(質問等なし)

(議長)

よろしいですか。本審議会の審議日程及び内容につきまして、事務局の提案のとおり了承したとしたいと思います。

(3) 議題3「新やまなし特別支援教育推進プラン（仮称）の策定について」

(議長)

議題3に移ります。「新やまなし特別支援教育推進プラン（仮称）の策定について」、事務局から説明をお願いします。

①やまなし特別支援教育推進プランについて

(事務局：やまなし特別支援教育推進プランについて資料により説明)

(議長)

説明ありがとうございました。ご意見、質問等ありますか。

(質問等なし)

(議長)

では後の方で質問や意見をいただけたと思いますので、続けて事務局から説明をお願いします。

②国の施策等について

(事務局：国の施策等について資料により説明)

(議長)

事務局から国の施策の状況についてたくさんの内容を説明していただきました。本県の状況については、後の方で説明がありますが、委員の方々、この説明内容について質問等ございますか。

(質問等なし)

(議長)

委員の皆さんよろしいですか。それでは続けて説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

③本県の特別支援教育の現状について

④特別支援教育に係る他のプランとの連携について

(事務局：③本県の特別支援教育の現状及び④特別支援教育に係る他のプランとの連携について資料によりあわせて説明)

(議長)

事務局から丁寧な説明がありました。本県に関わるどころのデータの説明ということになるかと思いますが、この審議会に一番関わるどころの大事な部分であろうかと思いますが、ここは少し時間を取って、委員の皆さんからご意見、ご質問を受けたいと思いますが、普段ご自身がお感じになっていることと、こういうデータで示されることとのギャップといいますか、何か違うと思う点などあったら、遠慮なくご質問ください。また基本的なことでも分からない所があったら、質問を出していただければと思います。それでは資料集Ⅲの「本県の特別支援教育の現状」のページを順番で追って見ていきますから、そのページに関わる所でご質問を受けるといような形でまずは進めてよろしいでしょうか。では説明していただいたもので、1～2ページあたりに関わる所です、ご質問等がありましたらお願いします。

(委員)

質問と言うよりは感想のようになってしまうのですが、今回委員に委嘱されましたが、普段近くにある特別支援学校の生徒達と接する機会がありますが、特別という感じではなく、普通に通学している様子を見ています。今回は認識させてもらったというか、山梨県では、他にも特別支援学校がいくつもあって、そのことを資料によって示してもらって確認できたというか、その辺の所をデータで理解させてもらいました。

(議長)

他県と比べて、山梨の特別支援教育、特に委員が見ている特別支援学校では、丁寧に指導しているし、子供たちは特別という感じではなく毎日普通に学校に通ってきている印象に変わってきているといったご感想かと思います。資料で言いますと3ページの地図がございますよね。山梨県内にこれだけあるというところで、全国の大きな県や大都市が多い都道府県と比べますとね、何ていうかな、目が届くというか、痒いところにも手が届くというか、県教委の人がすぐ行こうと思えばいけるというか、何かそこが山梨県のいいところかなとは思うのですが、いかがでしょうか。次に3～4ページにかけていかがでしょうか。

(委員)

4ページの上のスライドで、令和1年から10年までの児童生徒数の推計値ですけれど、今までの流れからすると、子供の数は減っているんだけど、特別支援教育を受けたいという子供さんたちは増加している。こういう流れの中で、これ見てちょっと実はびっくりしたのですが、ほとんどプラトー(高原現象)になっている、こういう推計値っていうのはどんな、理由からか、もうちょっと詳しく教えていただきたいのですが。

(事務局)

各特別支援学校の児童生徒数の推計ですが、値としては山梨県各市町村の、出生数等を基にしなが、算出しております。出生数、国立社会保障人口問題研究所の各市町村の年齢別人口減少率も活用して推計をしております。その値はですね、各特別支援学校の通学区域が決っていますが、そちらの方の通学区域別にそれぞれの市町村の出生数を導き出しまして、その後直近3年間の、実際の特別支援学校の就学者数を通学区域内の出生者数で割りまして、平均就学率というものを算出しております。この就学率に通学区域の出生数を乗じて、就学者推計数を算出するというような形で行っております、これ以外に直近3年間の転入学の数なども反映させながら、算出するという形になっております。

(委員)

推計するのは難しいとは思いますが、そうすると、最近右肩上がりに子供たちの特別支援学校への需要が高まっているっていうところは、結局推計に加味されているのでしょうか。

(委員)

〇〇委員がおっしゃっているのは、特別支援学校、特別支援教育の対象者の増加が、増加率が出せる位に、年々上がっていますよね。今年は4.2%、10年前は1.8%だったものが上がっているその増加率も含めているのかっていうことをおっしゃっていると理解しましたけれど。

(事務局)

過去何年かの実質推移、実際何%特別支援学校へ就学したという点も反映し換算していますが、やはり学校によってその年の就学者が増えた場合ですと、推計値では何年か後に同様に増えていくという値になることもあります。

(委員)

そうすると、先ほど〇〇委員がおっしゃった、その増加率は毎年実際に増やして計算しているということでしょうか。そうすると一番増えたところは、どのぐらいのパーセンテージに設定して、それはいつなのか、もしお分かりになる所だけでもお願いします。

(事務局)

毎年ですが、推計値、その人数がどのようになるか算出していますが、10年前は平成28年ぐらいがピークになるという推計でしたが、推計よりも増え、ピークがこの以前の計算の中でのピークとは違ってました。現在の計算での数字が、一番多いのではないかと考えていますが、来年以降予測を超えた入学者数となると、その計算の最高値は違ってくる場合もあります。

(議長)

ありがとうございました。大事なところですね。ですからこの推計値の表で見るべきは、いつまで経ってもわかば支援学校とかえで支援学校は、人数が多いという所ですか。200人を超えた。まあ全国的には、もっとマンモス校もありますけれども、山梨としては人数の多い学校だなんていう気はいたしません。

(委員)

関連して今年度令和元年度の各校の在籍児童生徒数、それと推計における令和10年度の各校の在籍数はどうなっているか知りたいと思います。

(事務局)

今年度の各特別支援学校の在籍者数ですが、盲学校23名、ろう学校30名。甲府支援学校86名。あけぼの支援学校73名、わかば支援学校が252名、ふじかわ分校は小中学部の分校となっておりますが17名、やまびこ支援学校が74名、ふじざくら支援学校が106名、かえで支援学校が219名となっております。病弱の方ですが、こちらは変動がありますので5月1日現在ということで、富士見支援学校が15名。旭分校が1名です。それから桃花台学園が100名、こちらは高等部のみです。

令和10年度における推計としての数値となりますが、盲学校26名、ろう学校32名、甲府支援学校85名、あけぼの支援学校45名、わかば支援学校が247名(本校225名、ふじかわ分校22名)、やまびこ支援学校60名、富士見支援学校は先ほど言いました変動がありますが8名、旭分校4名位と推計、ふじざくら支援学校97名、かえで支援学校225名、桃花台学園96名と推計しております。うぐいすの杜学園は定員45名ということで推計では45名で考えております。

(委員)

病弱教育の問題についてお聞きしたいと思います。3ページの表の中にもある、うぐいすの杜学園が、令和2年に開校するというので、準備が進められているということは、報道等でお聞きしています。このプランをこの度、また新しく考える喫緊の課題があるということで、今回も1年前倒しでプランを作る。それから、10年前の平成23年のプランの中で病弱教育がどのような人数であったのかということとをちょっと振り返ってみますと、この時の病弱教育のニーズは、重複障害のある児童生徒の義務教育や義務教育終了後の後期中等教育へのニーズというようなことが書かれ、課題であったと思います。そういう経過の中で、新しくうぐいすの杜学園という特徴のある学校を新設されるということについて、今回のプランと関わって、何か課題とか関連があるのかというようなことを聞きたいと思っていました。

(議長)

この審議会との関わりがどの程度あるのかということで、うぐいすの杜学園のことについて、ご質問ありましたけども、多分、委員全員の共通した関心事であろうかと思いますが、事務局お願いします。

(事務局)

委員のご質問について、具体的には、また次回以降の審議の中でさせていただければと思いますが、うぐいすの杜学園についての情報について話をしていきたいと思います。来年度、令和2年度の開校を目指している、うぐいすの杜学園ですが、資料集Iの3ページに写真がありますが、山梨県こどものこころサポートプラザの中に、四つの施設が開設されます。こころの発達総合支援センター、中央児童相談所、こちらは移転されるわけですが、その中に新たに児童心理治療施設として、山梨県立こども心理治療センターうぐいすの杜、そして併設される形で山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園という学校が、新たに開校することになります。この特別支援学校は病弱の子どもたちを対象としておりますが、この児童心理治療施設に併設される学校になっておりますので、児童心理治療施設に入所または通所している子どもたちのみの学校ということになります。こちらは特別支援学校としてこのような形で作られるのは全国で初めてです。昨年度末の状況では全国で、この児童心理治療施設というものは、50施設あると聞いています。山梨県では初めてなのですが、そして民営で行なわれている所がほとんどですが、山梨県では、県営の施設になります。そこに特別支援学校として併設されるのは全国で初めてという形になります。現在、その内容については、本当に今ですね、ソフト的な部分については検討をずっと続けているのですが、病弱の特別支援学校ということで、このうぐいすの杜学園、児童心理治療施設は、児童相談所の措置という形で、この施設に入ります。希望でこの施設や学園に入るというものではなく、児童相談所が措置をするということで、この施設に子どもたち、小中学生が入ります。措置され入った子どもたちの学びの場、教育の場として、うぐいすの杜学園・特別支援学校というものが開設されるということになります。先ほど

45名という数字が出てきましたけれども、この児童治療心理施設うぐいすの杜はですね、入所が30名、そして、通所が15名となっており、通所も同じく措置という形になるのですけれども、そちらの子どもたちが、うぐいすの杜学園のほうに通ってくる。ですので、心理的なケアが必要な子供たち、学校教育法施行令22条の3の、病弱に該当する子供たちが、学園に通ってくるという、ちょっと口頭で分かりづらくて申し訳ないのですがそのようになります。ですので、この学校自体が今までの現行プランの中での課題となっております、病弱における後期中等教育というようなどころではないですので、またその辺については審議会2回、3回の所で、ご審議いただければと考えております。よろしく願いいたします。

(議長)

よろしいでしょうか。その点は次回以降の審議の中で扱っていくということになりますが〇〇委員よろしいでしょうか。次に5~6ページにかけていかがでしょうか。各特別支援学校の様子の一端を知ることができる部分となりますが。

(委員)

5~6 ページの所になりますが、この調査から結果的に言うと、特別支援学校は、やはり全体的に在籍者の障害が重くなっているという形で考えてよろしいでしょうか。要はこの部分については、現状がこれですよね。以前はどうだったのかってところについてちょっと教えていただくと非常によろしいかなと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

ここでは何年か前の状況との比較をお示しできてないので、改めて別に次回以降にお示しできればと思いますが、簡単に申し上げますと、重度化しているということはもちろんありますが、それだけではなく、軽度のお子さんもかなり入ってきておりますので、重度・重複化と多様化が進んでいると考えております。

(議長)

どこか学校を挙げて具体的な例でもお伝えしていただければ、より分かりやすいと思いますが、わかば支援学校、かえで支援学校とか。

(事務局)

わかば支援学校で申し上げますと6ページの左上のグラフになりますが、A等級というのが重度ということになります。B1というのが中度、そしてB2と療育手帳未取得のお子様、未取得者の中には、はっきり分かりませんが、療育手帳の取得に至らないくらいといった、そのぐらいの軽度のお子さんも含まれているのではというように、我々は考えておりますので、B2と未取得を合わせて、私どもの方では、軽度知的障害という定義をさせていただいております。そう考えますと、わかば支援学校は小・中・高等部合わせて252人いるわけですがそのうちの38%が軽度のお子さんということだと、かなり軽度知的障害のお子さんがまだいらっしゃるということ、これは中学部、高等部とより学年が進むにつれて、軽度の割合が増えております。そのようなこともございますし、桃花台学園が平成27年4月に開校しておりますが、そちらは軽度のお子さんだけを対象とする学校ですが、現在、100名在籍しておりますので、そういったことからすると、かなり軽度のお子さんも入っていますし、一方では中央病院などの周産期医療に関わるような、障害の重篤なお子さんも、今学校に進学しておりますし、重度のお子さんも一方では増えていると考えております。

(委員)

特別支援教育というような形に平成19年からなってきた、おそらくそうなるかと、私たちは先ほど会長の話にもあったように薔薇色の未来、特別支援学校は重度のお子さんを対象としながら、それ以外のお子さんはうまく通常の方に移っていくのだろうなって、私たちとしては、見ていたところだったのですが。現状としては、その部分は、まだ軽度のお子さんが残っていて、むしろバランスよくというのですかね、重度のお子さんばかりが多くなるのではなくて、重度、中度、軽度というような形で、それぞれが在籍されているというか、なっているということで考えるという形になりますかね。今のところは。

(委員)

こればかり話していると長くなってしまうとは思いますが、手帳の未取得者とあるではな

いですか。割合にしたら少ないですけども。ただ卒業後に向けての指導がすごく大変だったりとか、何か教育の方法とかだったり、対応することがすごく大変かなという新しい子供たち。それともう一つが次の8ページの精神障害者保健福祉手帳。これがちょっとわからないですね。高等部にこんなに多く持っているということなのでしょうか。なんですよ。そうすると本当に今言った10年前にね、薔薇色に思い描いた形、重度の子達が社会に出るためにすごい教育ができたねっていうところから、少し様変わりしているということなのでしょうか。その辺のところはもう少し分かったら教えてほしい。未取得っていうのが、IQが幾つだからとか、保護者の方の気持ちで取らないのか、でも高等学校にいけないのか、それから精神障害者保健福祉手帳がね、子供というかその時から取得してしまうって、その辺の事情がちょっと私は分からなかったものですから、お聞きしました。

(議長)

現状ということで、分かる範囲で事務局お願いします。

(事務局)

現状ということで分かる範囲で話します。未取得の理由は必ずしもすべて把握してはございませんが、保護者の意向で取得してないというお子さんもいらっしゃいますし、知的障害の程度が軽度のため、児童相談所で発行してもらえないというお子さんも若干ですがいるかと思えます。ただ特別支援学校高等部の入学要件には手帳の有無は特に義務づけておりませんので、まずは総合教育センターで知的障害であるという所見を出していただく。それが、その所見を出す前に、すでに手帳を持っているのであれば、それに替えることができるとしている、必ずしも高等部入試にあたって、手帳が必要ないのですが、ただ、委員さんがおっしゃるように、卒業後に向けてはやはり手帳が必要だと思いますので、それは学校の方でいろいろ対応していると思います。ただ、この未取得、療育手帳の未取得者の中には、精神保健福祉手帳をすでに持っていらっしゃる方もいると思います。そうするとそちらの手帳でも、障害者雇用枠になりますので、その辺は重なっているところはあるのではと見ていますし、精神保健福祉手帳につきましても、自閉症とかですね、発達障害等でも手帳を取得できますので、必ずしもこの精神保健福祉手帳を持っているお子さんが、イコール精神疾患があるということではないと考えています。

(議長)

大変大きな問題に差し掛かっているわけですけども、先ほど発達障害という言葉が使われましたが、しばらく前の知的障害を専門としている先生たちにとっては、なかなか手ごわい生徒さん達が入ってくるようになっていくということでしょうか。それからもう一つ、世間一般には「発達障害と知的障害って何が違うの、同じじゃないの」という風に、一般の人達の考えではそうでしょうけれども、これまでやってきた人たちからすると、知的障害と発達障害は違うのだ、私なんかはそうですよね。だからその違いを非常に、尊重するのかそれとも他に受け皿がないのだからとにかくソフトな良い場所としての特別支援学校であって欲しいということなのか。その辺を文科省がちゃんとリードを取ればいいんですけど、そうなかなか言ってくれない。でも実際問題その子にとって苦しい所は嫌だし良いところはいいということでしょうけれども、ここはとても難しい問題かなと思います。余計なことかもしれませんが。

(事務局)

この8ページの上の円グラフですが、下の表と合わせて見ていただくと分かりますが、高等部の子がすごい割合で精神障害者保健福祉手帳を持っているという、印象を与えてしまうのですが、(特別支援学校全体の中で)持っている子供が21名いて、その21人中19人、90%が高等部です。ちょっと違った解釈になる恐れもありますので、そのように見ていただければと思います。よろしく願いいたします。

(議長)

また工夫していただければと思います。では7ページ8ページ辺りまでできましたので、次でいいですか。9ページ10ページ辺りでしょうか。特別支援学級の所に入ってどうでしょうか。

(委員)

10ページですか、知的障害学級のところ、自閉症・情緒障害学級の数が逆転してきていると

ころの部分になりますけれども、以前統計をとったときに、一学級に何人と、文科省でとっていますよね。そこから山梨県で独自に統計をとったときに、またさらに増えていたという形の部分。おそらくこの部分について影響されていて、その部分がこの逆転現象に影響しているのか、その辺のところについて、どのように考えているか、教えていただけると嬉しいかなと思うのですが。

(事務局)

山梨県ですが、知的障害の特別支援学級については、ずっと編制されておりました。自閉症・情緒障害の特別支援学級については、以前は、県との協議で決めていたので、数の方は少なく設置されていた状況から、設置者である市町村の判断で学級編制をしていくという、制度の変更という流れもあり、その学校のニーズに応じて、各学級が編制されるため、数の方というのは徐々に増えてきております。そういった中で後は、やはり近年の発達障害等に係る様々な認知が広がっているという状況の中から、児童への困り感というところが早期からとらえられて、早いうちに自閉症であるといった診断をもらい、どのような学びの場が良いのかというところについても併せて検討されていく中で、対象となる児童生徒の増加であるとか、設置数の増加というところが、近年続いているかと思えます。

(議長)

はい。どうぞ。

(委員)

続けてこの学級とともに、支援員がいる形の支援が入っていることもあるかと思いますが、この通級のところも入ってきているのであれば、その支援員の割合を、これから比較して見ていきたいなと思っているのですね。要は、学級が増えると、支援員がどれぐらいうまく情緒の方に、学級として移っているのか、どうなのかというところが、見えてくるとその情緒学級を増やしたほうがいいのか、それとも支援員という形で出した方が、いいのかというところが見えてくるかと思うので、その辺も含めてちょっと支援員の数とか、その辺をちょっとまた次回で結構ですので教えていただけるとよろしいかなと。

(事務局)

はい、支援員の方ですけれども、支援員の配置につきましては、それぞれ設置されている所の市町村教育委員会の方で配置しております。昨年度の状況でいくと、県内で339名の支援員が、各市町村がそれぞれのところで配置している状況であるというところは、まずお伝えをさせていただきまして、また今後の審議会ということでお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。次に行きましょうか。11、12ページあたりはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

12ページの方を見ると、先ほどもちょっと議論に出てきたのですが、わかば支援学校とかえて支援学校の区域が影響してくるのですかね。その部分が、影響してくるということの表としてみてもよろしいですかね。どこからどこまでが区域なのか、ちょっともう一度確認をしたいなと思います。学校の区域を、もう一度教えていただければと思うのですが、

(議長)

どうしましょう。時間大丈夫ですか。

(事務局)

わかば支援学校だけでよろしいでしょうか。南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、韮崎市、北杜市、小中学部はそこまでですね。あと高等部になりますと、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町が入って参ります。また、わかば支援学校は育精福祉センターという児童養護施設が隣接しておりますので、そちらは全県一区という形になりますので、これにプラスあるところでございます。よろしいでしょうか。

(議長)

ありがとうございました。他はいかがでしょう。それでは次のページをめくっていただいて13ページ14ページ。通級による指導のところですよ。期待されている感じがしますね。実際問題

なんかこう、難しいことが起きているのでしょうか。通級に関しては、はい。

(事務局)

通級による指導ですね、先ほど事務局の方からの報告にもありましたように、現状中学校の方が徐々に増えてきている。これはですね、30年度の高等学校での通級による指導の制度化というところもあり、そここのところがですね、切れ目なく指導・支援が続いていくというところで、中学校の方にも増えてきていると。併せて小学校のところもですね。グラフの方を見ていただくとわかるように、いわゆる発達障害としてのADHDであったり、学習障害だったりというようなところを主訴とするような児童等の利用ということも増えてきているところがありますので、そここのところについても、今後どのように、指導していくのかということについては、教員の専門性のことであるとか、あと地域のニーズに応じて、更なる設置についても、課題というか検討していかなくてはいけない部分ということで、このプランの中でも、また取り扱っていただくので、ご審議いただければというところでございます。

(議長)

ありがとうございました。では、15ページ16ページ、いかがでしょうか。

(委員)

16ページの資料1(4) 通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒の状況ということで、これは山梨の状況だと思うのですが、小学校が6.93ですね、平成29年度で中学校が3.64ということで、中学校の場合は通常学級に在籍する子供で支援が必要だなんていうふうに先生方が思うその数がぐっと減るのですけれど、これは全国的にもそうなのでしょうか。それはなぜなのでしょう。

この人たちの問題がたぶん高校に行く問題に繋がっていると思うのですが、その辺で、今後の高校の問題を考えていく際に、何か考えていくことがあるのかなっていうふうに思ったのでお聞きしました。

(事務局)

委員からご指摘があった中学校の方の伸び率は、小学校に比べて少ないという部分なのですが、全国的な部分についてはちょっとすいません、ここにデータを持ってきてないのでなんとも言えないところなのですが、こちらについても、私どもとしても、どうしてなのかなあというのは正直なところ。2年に1回調べているのですが、今までのところできくと徐々に上がっているところなのですが、ただ、中学校で通級が少しずつ増えているところも、少しはあるのかなと思うのですが、それももちろん推測でしかありませんので、答えにはならないかと思います。またこちらについては、次回以降の中で、もう少し分析したいと思っております。お答えになってなくて申し訳ありません。

(議長)

ありがとうございます。他に考えられること、何かございますかね。例えば中学校だと教科担任制ですので、配慮が必要だと、支援が特別に必要なだということに気付かなかったり、意識が向かないことも考えられます。

(委員)

中学校になると特別支援学校を選んでいるのではないのでしょうか。中学校で整備できていないとか。

(委員)

高校にも行きますよね。

(委員)

減ってしまいますよね。

(委員)

高校に来ていると思います。ただですね。現実的な話なのですけれども、中学校から高校には入試があります。入試っていうのは、なかなか曲者でございまして、小学校から中学校に行く時は、私も現実には知りませんが、結構すんなりと情報の伝達があるのではないかと思います。中学校から高校へ上がる場合、入試があるために、情報が入ってこないっていうのが、本来やっぱり私も高校にいて、結構そういう障害を持っているお子さん方が入ってくるので、

感じています。事前にできるだけ早く情報が欲しい、遅くなるとどうしても対応が後々になり、やっぱり困ってしまうことがあるので、できるだけ早く情報をもらって把握し、対応をしたいという思いはあるのですが。そのへんがですね、もしかしたらこういうパーセントの把握の低さというものに繋がり、小学校から学校へ、中学校から高校へお子さんが上がっていくと、情報の伝達の度合いが難しいから割合の低さに繋がっているのかもしれないなと思うことは、個人的にはあります。以上です。

(議長)

いろんなことがきつと重なっているのだらうと思いますけど。よろしいですかね。

(事務局)

補足でよろしいでしょうか。先ほどの中学校のところで(数値が)下がるというところなのですが、文科省が6.5%というのは数値がございます。それについての特別支援教育総合研究所というところが後で、補助的に行った追跡調査の中で、学年が上がるにつれて学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が小さくなる傾向についての見解というのが出ております。ちょっとご紹介させていただきます。

学年が上がるにつれて学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は小さくなる傾向があるとの回答が小学校の約42%、中学校の50%からありました。この点について、児童生徒が学習習慣、生活習慣を身につけていくため困難が目立たなくなることや、また、児童生徒自身が困っている状況に慣れるため、困難について訴えなくなることなどにより、教員が児童生徒の困難を把握しにくくなっている可能性等が推察されたということでご紹介させていただきます。

(議長)

ありがとうございます。ちょっと文科省の説明、発想には、私としては疑問が残るところですが。

(委員)

この辺はちょっと教員養成校としてという形になるかと思いますが、やっぱり中学校、高校の部分については、まだ特別支援のことについて、授業とかっていうのはなかなか組み立てていない現状が実はあるのですよね。うちの方はやっとな今年的一年生から、その中高の免許を取る場合については特別支援教育概論の方を取る形になったのですが、それまではなかったということになってくると、通常の本当に教科のみで動いている可能性が高いというようなところがあるので、そうなってくるとその辺のところの意識もあまりなくきいている現状っていうのがあるので、その辺含めて、やっぱり私も考えていかなくちやいけないのかなと感じました。

(議長)

ありがとうございます。〇〇委員からいただいたこのテーマは、ちょっと継続して、みんなで考えていきましょう。どうあったらいいのかっていうことですね。

ちょっと急ぎます。17ページ18ページでしょうか。よろしいですか。加えて19、20、それから21。どうぞ。

(委員)

20ページの専門家の配置の部分について、やっぱり一番大きな流れだったのかなって、私は見ているのですけれども、かなり最初の方は、ちょっとなかなかその担任との流れっていうのを話で聞いていると、そのPTさんがやっているのをメモしていただけたところが結構あったりしていたようですが。今は、共同作業という形で、学校教育活動の中の一つの形で位置付けていらっしゃるのかなってところがあるのですが。それについての成功例だとか、うまくいっていることをちょっとだけ、話をしていただけると非常に嬉しいのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

専門家の配置ですね。〇〇委員さんもお承知と思うのですが、それぞれの障害種に関係する専門家の方に来ていただいていますので、個別の成功事例というのはこちらの方でしっかり把握できておりませんが。例えば知的の学校であれば、自閉症・発達障害は併せ有するお子さん達がかかりいらっしゃいますので、そういった部分で心理士さんの心理的な面からのアドバイ

スによって、行動が改善されたというようなことはたくさんあると思いますし、肢体不自由の甲府支援学校では、理学療法士や作業療法士をかなりの時間を配置させていただいておりますが、こちらは〇〇委員さんがよくご存じですので、後でお話しいただければと思いますけども、そちらでもかなり専門的な見地からアドバイスをいただいて、子供の姿勢等に改善が図られているというようなことはこちらでも聞いているところです。補足は〇〇委員さんをお願いいたします。

(委員)

甲府支援学校には、理学療法士と、作業療法が配置されています。理学療法士は、月に80時間、勤務しておりますので、今年度で5年目、6年目になりますが、児童生徒の全員について、巡回しながら、見えています。担任の方から質問票を出して、その質問に答える形で、実際に子供に関わりながらアドバイスをもらいます。中にはPT、OTのリハビリを受けていない子供もいますので、そういう意味では専門家の指導助言など、とてもありがたいことです。理学療法士は、姿勢や手や脚の使い方になりますが、それだけではなくて、車椅子を新しく作る時に、学校生活の中でどういうふうに車椅子が作られれば良いかと、具体的な資料や、実際に例えば、あけぼの医療福祉センターのPTと連携の橋渡しといった役割をすることもあります。あけぼの支援学校や、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校に、定期的に理学療法士は派遣されており、さらに他の特別支援学校からは作業療法士への要請も増えてきています。また言語聴覚士(ST)の先生を活用することもあるし、特別支援学校間では、専門家の活用という面では、充実してきていると思います。さらに特別支援学級からの要請も合わせて増えているので、なるべく、学校内だけというより、校外にも支援に出てもらおうということを意識しているという状況です。以上です。

(議長)

〇〇委員も一言どうですか。

(委員)

今、〇〇委員がおっしゃいましたけど、実は僕が見ているお子さんと、地元の小学校、中学校に通っている特別支援学級あとは通常学級に通っているお子さんと、ちょっとOT的な指導が加わるといいなあとということで、お母さんたちに、学校にちょっとお願いしてみてもというふうに実は2、3人に言ったのだけでも、どうもこの制度、まだ十分に広がってないのか、学校の方が十分理解できていないのか、その話がいつも途切れちゃって、いい制度だと思いますし、ただ、80時間ですから、時間数が足りないのかなと思うのですけれども、できればもっと宣伝していただいて、多くの小中学校の困っている子供たちに使っていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、20ページ、21ページ、23ページぐらいのところ。

(委員)

20ページの特別支援学校の専門性の充実に関する取組のところ、看護師の配置のことがありますが、実は医療的ケア児には、実際に訪問看護師等を学校へというところがありますけど、訪問看護を利用している児童が学校に行ったときに、まだまだ受け入れもですし、それから周知をするにあたって、そこにきた看護師さんは、また別になってくるっていうか、今後その医療的ケア児のですね、訪問に関するところで何か助成をしていただいたりとか、学校の先生方と連携ができたりとか、こうやっていきたいなど思っているところです。ここを見させていただくと、5校に12人の看護師を配置し、すでに41人の児童生徒に医療的ケアを実施しているというところがありますが、その辺の具体的なことを教えていただければと思っています。また県内に、どれくらい医療的ケアを必要とする児童など対象者がいるのかっていうことも、教えていただきたいなと思っています。

(議長)

この辺のお話をしていただけるのは、事務局よろしくをお願いします。

(事務局)

医療的ケアの具体的な数字については次回以降の審議の中で細かな部分については提案さ

せていただきたいと思っています。今配置5校にといいましたが、肢体不自由児を対象としている4校に、わかば支援学校を加えた5校に計12名の学校看護師を配置しております。訪問看護のお話が出たのですが、この41名につきましては配置している学校看護師と先ほどちょっとお話がありました認定特定行為業務従事者の登録を受けた教員、どちらかが医療的ケアを行っております。詳しい、全国的な数については、先程の8200つというところを示しましたのでそれが総数になります。県内の方が下の表、グラフになります。また詳細な内容等については次回以降示させていただきます。よろしくお願ひします。

(議長)

ご質問ありがとうございました。それではこちらの資料Ⅲを通して、何か言い残した点ございましたら、それから、併せて資料Ⅳの他のプランとの関連についていうところでご説明ありましたけども、こちらは一括して、何か気になるというのがございましたら出して下さい。はい。〇〇委員どうぞ。

(委員)

19ページのところから、今インクルーシブ教育の推進事業ということで、19ページ、20ページ、21ページの事業内容5というところまでが示されたと思うのですが、インクルーシブ教育の、ももとの国の方の仕組みとしてインクルーシブ教育を推進するという報告についてのがあって、資料集Ⅱの方でそのことが提示していただいたのですが、資料集Ⅱの2ページの平成20年度報告についてのは、3のところにあるのですが、その中で5つ共生社会の形成に向けての(1)から(5)の特別支援教育充実させるための教職員の専門性向上についてのがあって、この5つの項目に対応して、この山梨の事業が5つあるというふうに考えていいですか。

(事務局)

事業内容の5つと報告の項目5つは全く別のものです。

(議長)

よろしいでしょうか。それでは、他のプランとの関連あたりで、ご質問ございますか。なければ今日まだお話をしていない委員の方一言ずつ、何か今お考えのことでも、はい。

(委員)

先ほどもありましたけれども、保護者視点からは、障害者手帳を持っていないと、特別支援学校には入学できないと思っていたものですから、未取得でも入れるというのに、今日はちょっとびっくりしたところです。今年度わかば支援学校は、252名という児童生徒がおりまして、教室も足りない状態になっていますけれども、そういう未取得の生徒さんが今後も増えていくということであれば、どんどん人数は増えていくのかなというふうに、今回お話を聞きながら、一番感じたところでした。はい。ありがとうございます。

(委員)

市町村教育委員会連合会では、毎年各町村の要望事項をアンケート形式で、寄せていただいております。それをまとめて、県の教育委員会の方に、要望するという形で取組を行っております。その中の一つに、特別支援教育の充実及び改善についてという項目もございまして、そちらの方につきましても、今ここに出たようなお話の中の、それをまとめたものをですね、財政支援も含めまして、要望するという形でやっております。まだまとめておりません。今月の29日、もうすぐですけれども、そこでもう一度理事会等をもちまして、まとめて、それを話し合って要望するという形でやっております。今日お聞きしたお話について、ちょっと私理解が足りてないのですけれども、その辺のところも、会議の方で検討することがありましたら出していききたいなというふうに思っております。以上です。

(議長)

ありがとうございました。〇〇委員どうですか。

(委員)

小学校関係ですので、今日は県立学校の話がちょっと多かったので、なかなか発言する機会がありませんでしたけれども、通常の学級に在籍する支援が必要になっているところで、小学校は6.93%、中学校が3.64%ということで、ここが本当に数値を見ると、低いなんて思い

ながら、どうしてかなあと。ただ、中学校の先生の見方が甘いということでは決してないのかなとは思っていて、特別支援を必要とする学年が小学校にあるのかなって。中学になると先ほどの県の説明で、いろんなところで落ち着いてくるとか、対応ができてくるってところもあるのかなというふうに思っているところです。そこはまた二回目以降の中で、小学校の現場、中学校現場の話がもし出てきたならば、お話をさせていただこうかなと思っています。また小学校現場の者としてですね、やはり、発達障害系の子供が結構多くなっているかなと、私は行政に何年かいたのですが、現場に戻ってきてですね、これほど多いのかということですね。私も1学期末にケース会議を毎日のように保護者としてしましたね。こころの発達支援センターの先生に来ていただいたり。それから総合教育センター、〇〇市ですけれども、教育支援室で、本当に2週間くらいぶっ続けでやりましたけれども、お父さんやお母さんも相当悩みながら、お子さんを、通わせたり不登校になっちゃったりしています。やはり、人数はほぼ同じだけれども、子供の数が減って、割合は上がっているということが現実としてあるから、そこをどのように皆さんが支えられるかなというところが私としては、今後の課題かなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

(議長)

はい、ありがとうございました。議事については以上としたいと思います。

(4) 議題4 「その他」

(議長)

その他がございますが、事務局の方でいかがでしょうか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ありがとうございました。事務局からは特にないということですので今回は現状を知ることが目的であったかと思えます。この会の重要性がここに来てまたひしひしと感じましたので、第2回・第3回、また皆さん、委員の力を借りて良い方向を見出していければなというふうに考えております。どうぞ今後ご協力をよろしくお願いいたします。以上で進行をお返ししたいと思います。

(議事終了)
